

おおたわら国造りプラン

# 資料編

---

# 1 用語解説

あ行	
IoT (アイオーティー)	「Internet of Things (モノのインターネット)」の略称。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
ISO (アイエスオー)	「International Organization for Standardization (国際標準化機構)」の略称。工業製品、部品、使用技術の規格統一を推進するための国際機関で、これを取得している場合、国際規格に適合していることを意味する。 【例】9001：品質マネジメントシステム、14001：環境マネジメントシステム、22000：食品安全マネジメントシステムなど
ICT (アイシーティー)	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略称。情報や通信に関する科学技術の総称。特に電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術。
ICT-BCP (アイシーティー、ピーシーピー)	情報システム部門（ICT部門）において、災害や事故を受けても重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させる計画。BCPとは「Business Continuity Planning (事業継続計画)」の略称。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための生活指針。「マスクを着用する」「距離をあける」といった一人ひとりの対策、「咳エチケット」等の日常生活での対策、「買い物」「公共交通機関」等の日常生活の各場面での対策、「テレワーク」や「時差出勤」等の働き方の新しいスタイルへの対応など。
一部過疎	合併前に過疎地域に指定された旧市町村の区域、又は合併後に過疎地域に指定された旧市町村の区域を含む市町村。
イニシャルコスト	物事を始めたり、新しい物を使い始める際に、最初に必要になる費用。使用開始までにかかる費用で、物品の購入代金やサービスの契約料、運搬や設置、設定にかかる費用が該当する。
インバウンド	海外から日本へ来る観光客。
AI (エーアイ)	「Artificial Intelligence (人工知能)」の略称。人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの。
SNS (エスエヌエス)	「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略称。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス。 【例】Facebook、Twitter、Instagram、LINEなど
SDGs (エスディー・ジーズ)	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17のグローバル目標と169のターゲット(達成基準)からなる。
オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。
か行	
海洋プラスチックごみ問題	海洋に流出したプラスチックごみが、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしているもの。

か行	
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。
G I G Aスクール構想 (ギガ)	G I G Aとは (Global and Innovation Gateway for All) の略称。「全ての人に包括的で革新的な入り口を」という意味。一人一台端末と高速大容量の通信環境を一体的に整備し、ICTや先端技術を効果的に教育に活用する構想。
基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員のうち、仕事として主に自営農業に従事している者。
行政評価システム	行政が実施する施策や事務事業を計画、実施、改善という過程を通して事務事業の結果や成果を客観的に計り、改善につなげていくこと。
グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることが出来る電動車を活用した小さな移動サービス。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す指標。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
健全化判断比率	財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標の総称。
権利擁護制度	認知症高齢者など判断能力が十分でない方を対象として日常的な金銭管理や重要書類の保管などを行う制度。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
ごみ有料化	市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収すること。
さ行	
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった有限の化石燃料とは違い、自然界に常に存在するエネルギーで、持続的に利用でき、温室効果ガスを排出しないエネルギー。「エネルギー供給構造高度化法」施行令において、太陽・風力・水力・地熱・太陽熱・大気熱その他自然界に存在する熱・バイオマスの7種類が規定されている。
サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィス。
産学官金連携	産業を活性化し各地域におけるイノベーションの創出をさらに促進するために、従来の産学官の連携に加えて、地域企業と密接な関係にある地域金融機関とも連携し、より実効性の高い取組を実施すること。
自治体DX (デジタルトランスフォーメーション)	地方自治体が社会情勢や経済状況の変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、住民ニーズや地域課題を基に、行政サービスを変革するとともに、行政事務そのものや、組織、プロセス、行政組織の文化・風土を変革し、住民本位の行政の推進や公共の福祉の増進を図ること。
指定管理者制度	従来、地方公共団体が公的団体等に管理委託していた公共施設の管理運営について、民間事業者等を指定することにより、住民サービス向上やコスト削減を図ることを目的とする制度。
住宅セーフティネット	住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な方が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み。

さ行	
循環型社会	使用済み製品の回収、素材への資源化、再使用等により省資源化を図り、環境に対する負荷を軽減し、自然との共生を図っていくこととする社会。
小水力発電	小規模な水力発電であり、中小河川、用水路、さらにはトイレの洗浄水等、様々な水流を利用して行う発電。
食育	食べ物をバランスよく食べ、望ましい食生活が送れるための能力を小さいころから身に付けさせること。また、消費者に「食」の安全に関する知識などを学ばせること。
食品ロス	本来食べられるのにもかかわらず捨てられてしまう食品（可食部分）。
新型コロナウイルス感染症	新たに発見されたコロナウイルス（SARS-CoV-2）によって引き起こされる感染症（COVID-19）。COVID-19とは <i>coronavirus disease 2019</i> （2019年に発生した新型コロナウイルス感染症）の略称。2019年の終わりごろに発生したのを皮切りに、あっという間に世界中に感染が拡大した。
スクールカウンセラー	児童・生徒や、保護者及び教職員の心のケアや支援を行う人。
スクールソーシャルワーカー	問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等との連絡・調整を行う人。
ストックマネジメント	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。
スマートシティ	先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組。また、都市が抱える諸問題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画・整備・管理・運営）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区。
3R （スリーアール）	リデュース（Reduce：ごみを減らす）・リユース（Reuse：ごみにしないで再使用する）・リサイクル（Recycle：ごみを資源として再生する）の3つのRの総称。
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。
セクシュアルハラスメント	職場などで、相手方の意に反する性的言動によって相手方に不快感や苦痛を与える行為。
セルロースナノファイバー（CNF）	植物の細胞壁を構成するセルロースを細かくした繊維。太さは約10ナノメートル。
ゼロカーボンシティ	2050年に二酸化炭素（温室効果ガス）排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで、多様な要求に応じて複数の種目が用意され、年齢や技術レベルに関係なく参加できるクラブ。
Society5.0 （ソサエティ）	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）、に続く、新たな社会（未来社会）を指す。
た行	
脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会。

た行	
タブレット端末	タブレット（平板）型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先を当てながら操作する「タッチパネル」が採用されている端末。ノートパソコンより小さく軽いため、片手で持ちながら利用できる。インターネット検索や電子メール、動画、電子書籍、ゲーム、映画鑑賞など数多くの機能が盛り込まれている。
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域や社会の構成員として共に安心して暮らすことのできる社会。
多面的機能	農山村が保有する農地や里山の水源涵養、大雨時の水田の一時的な貯水機能、地域住民による休耕田を利活用した植栽等の景観形成など農業に限定されない多様な役割。また、地元の子どもたちによる生き物調査や収穫祭を開催し失われつつある地域コミュニティの維持、増進にも寄与している。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地産地消	地域生産・地域消費の略称。地域で生産された農林水産物を地域で消費すること、又は地域で必要とする農林水産物は地域で生産すること。
直交集成板（CLT）	ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。CLTとは「Cross Laminated Timber」の略称。
DMO（ディーエムオー）	「Destination Management Organization（観光地域づくり法人）」の略称。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人。
DV（ディーブイ）	「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、国と地方、官民の枠を超えて行政サービスを見直し、行政の在り方を変革していくこと。
destinationキャンペーン	JR北海道・JR東日本・JR東海・JR西日本・JR四国・JR九州のJRグループ旅客6社と指定された自治体、地元の観光事業者等が共同で実施する大型観光キャンペーン。
デマンド交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。
電子自治体	コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。
特殊詐欺	面識のない不特定の人々に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振り込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺。
ドクターカー	医師及び看護師が同乗し、救急現場や救急車とのドッキングポイントへ向かい、搬送病院まで救命措置をしながら患者を搬送できる救急車。医師が医療機器を装備するドクターカーに同乗することにより、救急現場や救急車内で医療行為を開始し、患者の救命率向上を図ることができる。
特定健康診査	生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群を早期に発見し、生活習慣改善のための保健指導を行うための健診。

た行	
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を改善することによりその予防効果が期待できる人に対し、生活習慣を見直すために行う指導や情報提供。
特別支援教育	障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
特用林産物	森林が持つ森林原野において産出された生産品のうち、建築用材以外の全てのもの。 【例】きのこ類、栗、たけのこなど
な行	
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者。
農地中間管理機構	高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関のこと。都道府県に一つずつ設置されている。通称、農地バンク。
は行	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの。 【例】間伐材や木くず、動物の排せつ物、食品廃棄物、農産物加工残さなど
パブリックコメント (意見公募手続)	行政が政策を決定する過程で、計画等の趣旨、内容など必要事項を公表し、広く市民から意見を求め、出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続き。
バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁を含めて、それらを取り除くことをいう。
パワーハラスメント	職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為。
人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体（認定農業者等）や地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成している。
PPAモデル (ピーピーイー)	「Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデル」の略称。公共施設の敷地や屋根などに発電事業者が太陽光発電システムなどの発電設備を設置すること。設置費用やメンテナンス費用は発電事業者が負担するため、初期費用は必要ない。発電量に応じたサービス料を電気料金と合算して支払う。
PPP (ピーピーピー)	「Public Private Partnership（公民連携）」の略称。行政と民間がそれぞれ得意とする役割と責任を持って分担しあいながら、効率的かつ質の高い公共サービスを提供していくもの。民間委託や指定管理者制度などもPPP手法の一つ。
フィルムコミッション	映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関。

ま行	
マイクロプラスチック	海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子。難分解性のプラスチック類が紫外線や波力等の物理的作用を受けて細片化したものと、洗顔料や研磨剤に含まれるマイクロビーズ等がある。海の中で食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。
マイナンバー制度	マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、個人番号（マイナンバー）を利用して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための社会基盤となる制度。
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為。
モータリゼーション	自動車为社会と大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。
や行	
有収率	配水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。【年間有収水量÷年間配水量×100（%）】
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。
ら行	
ライフステージ	幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯を段階区分した人生の各段階。
6次産業	1次産業×2次産業×3次産業のことで、1次産業が農林水産物の生産だけではなく、2次産業、3次産業にも主体的かつ総合的に関わることにより事業の付加価値を高めようとする取組。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。仕事と仕事以外の子育てや親の介護、自己啓発、地域活動などの調和がとれている状態。

## 2 大田原市総合計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和2年度	
8月18日	大田原市総合計画後期基本計画策定基本方針決定
9月1日	大田原市総合計画後期基本計画策定委員会等設置
11月5日	第1回大田原市総合計画審議会 (会長等選任、後期基本計画策定方針)
11月13日	市議会全員協議会への報告(市民意識調査実施)
11月18日～12月16日	市民意識調査の実施(市内全域より18歳以上市民3,000人対象)
11月20日	第1回後期基本計画策定委員会 (後期基本計画策定方針、スケジュール、書面開催)
11月20日	第1回後期基本計画策定部会 (後期基本計画策定方針、スケジュール、書面開催)
11月20日	第1回後期基本計画策定分科会 (後期基本計画策定方針、スケジュール、書面開催)
1月20日～22日	前期基本計画達成状況評価各課ヒアリング(30課対象)
令和3年度	
4月15日	市議会全員協議会への報告(市民意識調査結果)
5月13日、14日	第2回後期基本計画策定分科会(後期基本計画素案の内容協議)
5月27日、28日	第2回後期基本計画策定部会(後期基本計画素案の内容協議)
6月7日	第2回後期基本計画策定委員会 (後期基本計画策定委員会での素案の決定)
7月1日	第2回大田原市総合計画審議会(後期基本計画素案の審議)
7月16日	市議会全員協議会への報告 (後期基本計画パブリックコメントの実施)
8月2日～31日	後期基本計画パブリックコメント(市ホームページに掲載)
10月5日	第3回後期基本計画策定分科会 (パブリックコメント結果による後期基本計画案の検討、書面開催)
10月5日	第3回後期基本計画策定部会 (パブリックコメント結果による後期基本計画案の検討、書面開催)
10月29日	第3回後期基本計画策定委員会 (後期基本計画策定委員会での案の決定)
11月12日	第3回大田原市総合計画審議会(後期基本計画案の審議(答申))
11月25日	大田原市総合計画審議会から後期基本計画に係る答申
12月1日	後期基本計画パブリックコメント結果公表(市ホームページに掲載)
1月21日、27日	庁議・調整会議(後期基本計画の決定)



### 3 都市宣言一覧

#### ○非核平和都市宣言

(昭和61年10月1日)

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

「つくらず・もたず・もちこませず」の非核三原則を堅持することを、すべての人々と共に訴え、緑と光とやすらぎのある豊かな自然と平和を希求する市民の願い達成のため、ここに大田原市は、非核平和都市を宣言する。

#### ○暴力追放都市宣言

(平成2年10月1日)

平和で住みよい都市づくりは、全市民共通の願いである。

市民一人ひとりが、善良な市民生活を侵害する暴力の存在を認めず、暴力排除の確固たる信念のもとに一致団結して、あらゆる暴力を追放、根絶し、犯罪のない明るい都市づくり達成のため、ここに大田原市は暴力追放都市を宣言する。

#### ○環境保全都市宣言

(平成6年12月21日)

与一の里大田原は、「ミヤコタナゴ」が生息し、白鳥が飛来する、豊かで美しい自然に恵まれたまちである。

いま、このまちの澄んだ空、豊かな清流、緑茂る大地を汚染や破壊から守り育ててゆくことが、私たち市民一人ひとりに課せられた責務である。

また、私たちは自然と人間が調和し、永遠に共生することを強く念願するものである。

市制40周年を契機に、私たちは自然環境の保全と環境にやさしいまちづくりを決意し、豊かで美しい自然を永く後世に伝えるため「環境保全都市大田原」の実現を目指すことをここに宣言する。

#### ○健康長寿都市宣言

(平成7年7月14日)

私たち大田原市民は、ゆとりとうるおいのある社会の中で、互いに支え合いながら、すこやかに長寿を迎え、幸せに生きたいと願っています。

この願いを実現するため、私たち市民一人ひとりが、「健康は自分に贈ることのできる最高のプレゼント」と認識し、すすんで健康の保持増進に努めることを誓い、ここに「健康長寿都市大田原」を宣言します。

## ○生涯学習都市宣言

(平成 13 年 3 月 21 日)

生きる喜びを見つけよう

だから磨こう 自分らしさを

学ぶ喜びを見つけよう

だから集おう 呼びかけあって

活かす喜びを見つけよう

だから尽くそう 社会のために

ひとが輝き まちが輝く 人間性豊かな大田原市をめざし、

ここに生涯学習都市を宣言します。

## ○交通安全都市宣言

(平成 16 年 12 月 22 日)

交通事故のない、安全で住みよい地域社会を築くことは、市民すべての願いです。

この願いを一瞬にして奪い、平穏な暮らしを破壊する悲惨な交通事故をなくすことは、重要かつ緊急の課題です。

交通事故をなくすためには、交通安全意識の高揚を図り、交通環境の整備に努めるとともに、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践することが必要です。

ここに大田原市は、決意を新たに「交通事故のない安全で住みよいまち」をめざし、交通安全都市を宣言します。

## 4 諮問書及び答申書

### 諮問書

大政第58号

大田原市総合計画審議会長

小林 雅彦 様

本市は、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるために大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」を策定し、これに則した行政運営に努めております。

このたび、総合計画のうち後期基本計画を策定したいので、大田原市総合計画審議会条例（平成22年12月28日条例第29号）第2条の規定により、計画案について貴審議会より答申をいただきたく、ここに諮問いたします。

令和2(2020)年11月5日

大田原市長 津久井 富雄

答申書

大総審第1号

令和3(2021)年11月25日

大田原市長 津久井 富 雄 様

大田原市総合計画審議会

会長 小 林 雅 彦

令和2(2020)年11月5日付け、大政第58号で諮問のありました大田原市総合計画後期基本計画案について、本審議会は慎重に審議を重ねてまいりました。

審議の過程においては、各委員から様々な意見や提言がありましたことをご報告いたします。

審議の結果、後期基本計画案については、総合計画基本構想に掲げた将来像「知恵と愛のある協働互敬のまち おおたわら」の具現化に向けて、取り組むべき課題に対応した計画となっており、原案のとおり異議ない旨、答申いたします。

## 5 大田原市総合計画審議会条例

(平成 22 年 12 月 28 日条例第 29 号)  
改正 平成 23 年 3 月 23 日条例第 3 号

### (設置)

第 1 条 大田原市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、大田原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 国又は県の職員
- (2) 関係団体の役員又は職員
- (3) 関係団体の推薦する者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

2 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選による。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

**(庶務)**

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(H23 条例3. 一部改正)

**(委任)**

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年3月 23 日条例第3号)

この条例は、平成 23 年4月 1 日から施行する。

大田原市総合計画審議会委員名簿

番号	氏名	所属	備考
1	高山 誠	栃木県大田原土木事務所	令和3年3月31日まで
1	屋代 紀明	栃木県大田原土木事務所	令和3年4月1日から
2	玉木 茂	大田原商工会議所	
3	吉岡 博美(副会長)	大田原市観光協会	
4	植竹 雅弘	大田原市森林組合	
5	佐藤 宏	社会福祉法人 大田原市社会福祉協議会	
6	古谷 忠	一般社団法人 那須野ヶ原青年会議所	
7	筒井 雅治	大田原市区長連絡協議会	
8	小林 朋子	大田原市教育委員会	
9	堀内 直美	大田原市小中学校長会	
10	伊藤 都	大田原市女性団体連絡協議会	
11	岡本 允久	特定非営利活動法人 大田原市体育協会	
12	小林 雅彦(会長)	国際医療福祉大学	
13	屋代 ゆき子	栃木県女性農業士	
14	車田 宏之	大田原地区医師会	
15	富塚 保	公募委員(18歳未満の子のいる方)	
16	北原 裕子	公募委員(18歳未満の子のいる方)	

総論

基本計画

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

基本政策6

資料編

## 6 大田原市総合計画基本計画策定委員会設置要領

(令和2年9月1日)

改正令和3年4月1日

### (設置)

第1条 大田原市総合計画後期基本計画策定方針に基づき、全庁的な取組として大田原市総合計画基本計画(以下「基本計画」という。)の原案を作成するため、基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の原案について検討し、総合計画審議会(大田原市総合計画審議会条例(平成22年条例第29号)第1条に規定するものをいう。)に具体的な提案を行うこと。
- (2) 基本計画の原案の方針、目標等について協議すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には総合政策部の事務を担当する副市長、副委員長には総合政策部長、委員には別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (部会)

第5条 委員会において検討する基本計画の原案を作成するため、委員会に基本計画策定部会(以下「部会」という。)を置き、その組織は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 部会には部会長及び副部会長を置き、部会員の互選とする。

### (分科会)

第6条 部会において検討する基本計画の原案を作成するため、部会に基本計画策定分科会(以下「分科会」という。)を置き、その組織は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 分科会には分科会長及び副分科会長を置き、分科会員の互選とする。



**(準用)**

第7条 第3条第3項及び第4項並びに第4条の規定は、部会及び分科会について準用する。

**(報告)**

第8条 委員長は、会議の経過及び結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

2 部会長及び分科会長は、作成した基本計画の原案について、速やかに委員長に報告しなければならない。この場合において、分科会長は、作成した基本計画の原案を報告するときは、当該分科会長の属する部会長の承認を得た後でなければならない。

**(庶務)**

第9条 委員会、部会及び分科会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

**(委任)**

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会、部会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和2年9月1日から実施し、基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

## 附 則(令和3年4月1日)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

以下、別表省略

## 大田原市総合計画 おおたわら国造りプラン

発 行 者  
発 行 日  
企画・編集

- 大田原市
- 令和4（2022）年3月発行
- 大田原市総合政策部政策推進課

〒324-8641

栃木県大田原市本町1丁目4番1号

TEL：0287-23-8701 FAX：0287-23-8748

HP：<https://www.city.ohawara.tochigi.jp>

E-mail：[seisakusuishin@city.ohawara.tochigi.jp](mailto:seisakusuishin@city.ohawara.tochigi.jp)



大田原市